

平成二十二年二月定例会（二月十八日）

長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成二十二年二月十八日(木曜日)

出席議員(二十九名)

第一番	小林 治晴 議員
第二番	寺 沢 小百合 議員
第三番	岡 田 莊 史 議員
第四番	布 目 裕 喜 雄 議員
第五番	町 田 伍 一 郎 議員
第六番	小 林 義 和 議員
第七番	野 々 村 博 美 議員
第八番	松 木 茂 盛 議員
第九番	赤 城 静 江 議員
第十番	小 林 秀 子 議員
第十一番	倉 野 立 人 議員
第十二番	永 井 康 彦 議員
第十三番	豊 田 清 寧 議員
第十四番	佐 藤 壽 三 郎 議員
第十五番	田 沢 佑 一 議員
第十六番	西 澤 今 朝 人 議員
第十七番	和 田 英 幸 議員
第十八番	春 日 武 議員
第十九番	円 尾 美 津 子 議員
第二十番	越 將 俊 議員
第二十一番	本 間 卓 夫 議員
第二十二番	

第二十三番	山 寄 秀 治 議員
第二十四番	堀 江 繁 太 郎 議員
第二十五番	松 木 昭 一 議員
第二十六番	福 澤 惠 美 子 議員
第二十七番	清 水 勝 義 議員
第二十八番	渡 辺 康 男 議員
第二十九番	寺 島 涉 議員
第三十番	山 浦 幸 一 郎 議員
欠席議員(一名)	
第三十一番	三 井 経 光 議員

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長(長野市長)	鷲 澤 正 一 君
副広域連合長	酒 井 登 君
会計管理者	徳 武 一 吉 君
理事(須坂市長)	三 木 正 夫 君
理事(千曲市長)	近 藤 清 一 郎 君
理事(坂城町長)	中 沢 一 君
理事(小布施町長)	市 村 良 三 君
理事(高山村長)	久 保 田 勝 士 君
理事(信濃町長)	松 木 重 博 君
理事(小川村長)	大 日 方 茂 木 君
理事(飯綱町長)	相 澤 龍 右 君

説明のため会議に出席した職員

(事務局職員)

事務局長

吉村俊計君

事務局次長兼福祉課長

寺澤清充君

事務局次長兼環境推進課長

中澤成夫君

総務課長

小島章夫君

総務課主幹

和田秀晴君

環境推進課建設推進室長

土屋文治君

総務課課長補佐

庭山透君

福祉課課長補佐

山崎孝君

環境推進課課長補佐

海沼建一君

総務課係長

花形武彦君

総務課係長

新井芳美さん

福祉課係長

中島威君

環境推進課係長

小池啓道君

環境推進課建設推進室係長

宮澤洋一君

職務のため会議に出席した職員

総務課主査

高柳博昭君

総務課主査

池田順英君

議 事 日 程

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 議席の変更
- 一 議席の指定
- 一 常任委員会委員の選任
- 一 議会運営委員会委員の選任
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 諸般の報告
- 一 議案第一号から議案第十号
 - 一 一括上程、理事者説明、質疑、委員会付託
- 一 議案第十一号上程、理事者説明、採決
- 一 承認第一号上程、理事者説明、質疑、採決
- 一 委員長報告
- 一 委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 一 議会第一号上程、提案者説明、質疑・討論省略、採決
- 一 広域連合長あいさつ
- 一 閉会

午後一時三十分 開会

○議長（町田伍一郎議員） ただいまのところ、出席議員数は二十八名でございます。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより、平成二十二年二月長野広域連合議会定例会を開会致します。

（八番 野々村博美議員 入場）

午後一時三十一分 開議

○議長（町田伍一郎議員） 本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、五番 三井経光議員の一名であります。

会期の決定を議題と致します。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会の意見を徴しました結果、本日一日と致したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定致しました。

なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思っておりますので、御了承をお願い致します。

次に、本年一月一日、本連合規約の変更に伴い、議席の一部変更の必要が生じたため、「議席の一部変更について」を議題と致します。

変更になる議席につきましては、本日、お手元に配布の「議席変更一覧」のとおり変更致した次第でございます。

お諮り致します。

「議席変更一覧」のとおり、議席を一部変更することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎議員) 御異議なしと認めます。

よつて、さよう決定致しました。

次に、広域連合議員に一部異動がありましたので、議席の指定を議題と致します。

議長から異動のあつた二名の議席を指定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎議員) 御異議なしと認めます。

ただ今御着席の氏名表示板に記載してあります番号のとおり、議席を指定致します。

該当議員さんは、お手元の名簿順に自席で自己紹介をお願い致します。

それでは、二十九番の寺島渉議員からお願い致します。

(二十九番 寺島 渉 自己紹介)

(三十番 山浦幸一郎 自己紹介)

○議長(町田伍一郎議員) 続いて、常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任を行います。

本件に関しましては、委員会条例第七条第一項の規定により議長から指名致します。

始めに各常任委員会委員を指名致します。

総務委員会委員に、寺島渉議員、福祉環境委員会委員に、山浦幸一郎議員を指名致します。

次に、議会運営委員会委員に、山崎秀治議員、寺島渉議員 以上、二名の方を指名致します。

次に、会議録署名議員を御指名申し上げます。

十三番 永井康彦議員、二十二番 本間卓夫議員、以上、二名の方を御指名致します。

この際、諸般の報告を致します。

監査委員から、平成二十一年九月分から十二月分の一般会計・特別会計の例月現金出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、御報告致します。

次に、人事の紹介を申し上げます。

過般、理事者に異動がありましたので、紹介致します。

自己紹介をお願いします。

(相澤龍右飯綱町長 自己紹介)

○議長(町田伍一郎議員) それでは議事に入ります。

初めに、議案第一号から議案第十号 以上十件、一括議題と致します。
提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 鷺澤正一君。

○広域連合長(鷺澤正一君) 本日、ここに平成二十二年二月長野広域連合議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には、時節柄なにかとお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今年、私の広域連合長三期目のスタートとなる年として、今後四年間に向けた一歩を着実に踏み出す重要な年となります。

広域連合の運営に対し、引き続き御支援、御協力をお願い致します。
開会に当たりまして、本広域連合の事務事業の当面する諸課題等について申し上げます。

最初に、ごみ処理施設の建設について申し上げます。

最初に、長野市に建設予定のA焼却施設については、環境影響評価の現況調査を進めているところですが、未定となっている溶融方式、発電の規模や施設の配置など施設建設に必要な事項を定めるため、施設整備計画の検討に着手しました。

次に、千曲市に建設予定のB焼却施設については、千曲市による、地

元区役員や住民の皆さんに対しての説明会を始めたところであります。

また、須坂市に建設予定の最終処分場については、須坂市による、地元住民の皆さんに対しての説明会が昨年九月からこれまでに九回開催されております。

両施設につきましては、今後、地元協議組織が設置されたところで、早急に測量・地質調査や環境影響評価等の実施についてお願いをしてまいりたいと考えております。

また、来年度は「長野地域ごみ処理広域化基本計画」について、近年のごみ処理技術の進歩や地球温暖化問題の顕在化など、社会情勢の変化を計画に反映させる必要があることから、広域管内の学識経験者や住民代表による「ごみ処理広域化基本計画検討委員会」を設置し、各市町村のごみ減量と再資源化の取り組み状況や、施設計画の進捗状況なども踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれに致しましても、施設建設については、地元の方々の御理解を得ていかなければならないことであり、今後の限られたスケジュールの中でたいへん厳しい状況であることに変わりはございません。

各市町村の既存のごみ処理施設の維持管理等の状況からも、なるべく早期に施設建設の地元同意が得られるよう、関係市並びに議員の皆様におかれましても、一層の御尽力をお願いする次第でございます。

次に、高齢者福祉施設の運営について申し上げます。

高齢者福祉施設の運営は、介護の重度化や増加する認知症への対応など、直面する課題が山積し、加えて介護・看護職員の確保については、国が、昨年四月に介護報酬を改定し、十月からは介護職員処遇改善交付

金を交付するなどの手立てをしていますが、依然として厳しい状況が続いております。

平成十二年四月に介護保険が始まって以来、十年目となりますが、当初、「走りながら考える」といわれましたように、これまでに、様々な法律改正や報酬改定などの制度変更が行われ、困難な課題をクリアしながら、この十年走ってきたように思います。

高齢者福祉施設を運営する事業者として、広域連合が抱える課題は少なくありませんが、改めて利用者の目線にたったサービスの提供、法令遵守、専門的ケアの確立を志向しなければならぬと考えております。

新年度においては、福祉施設の基本理念に基づき、利用者に寄り添い、その人らしい生活が送れますよう、介護サービスの提供と健全な運営に努めてまいり所存でございます。

次に、本広域連合の高齢者福祉施設の社会福祉法人化について申し上げます。

昨年十月の議会全員協議会におきまして、社会福祉法人「長野南福祉会」との「七二会荘移管協定書案」について御了承をいただきましたので、十月二十三日に移管協定を締結致しました。

現在、長野南福祉会から運営の中核となる職員七人が七二会荘に派遣され、平成二十二年四月一日の円滑な移管に向け、準備を進めております。

なお、本定例会には、七二会荘の廃止に伴う、施設の設定及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び財産処分について議案を提出しておりますので、よろしくお願い致します。

次に、介護認定審査について申し上げます。

昨年四月から十二月までの介護認定の審査判定件数につきましては、合計二万四千件で、前年度とほぼ同様の件数で推移しており、平成二十二年年度の審査判定件数につきましては、新規申請と併せて年間三万一千件程度と見込んでおります。

なお、平成二十一年四月の介護保険制度改正では、全国で判定が軽くなる傾向が判明し、調査項目を見直した新基準を十月から導入するといった経過がありました。本広域連合では特に混乱なく適正に審査を行っております。

次に、障害程度区分認定審査について申し上げます。

平成二十一年度の審査判定件数でございますが、制度創設の平成十八年度に認定を受けた方々が認定有効期間の三年を経過し更新の時期となったため、昨年四月から十二月までの審査判定件数につきましては、八百七十五件で、平成二十年同期四百二十二件と比較しますと約二倍となっております。

平成二十二年年度の審査判定件数につきましては、新規申請と併せて年間六百件程度と見込んでおります。

介護及び障害程度区分の認定審査に当たりましては、関係市町村と連携をとりながら、今後とも、公平公正で迅速な審査判定がされるよう審査会の運営に努めてまいります。

次に、ふるさと市町村圏事業について申し上げます。

県と関係市町村の出資による「長野地域ふるさと市町村圏基金」の果実により実施致します「ふるさと市町村圏事業」につきましては、平成

二十一年四月に国が、従来の広域行政圏施策に代えて、定住自立圏構想を創設するなど、広域行政の仕組みを見直す中で、「ふるさと市町村圏推進要綱」を廃止致しましたが、本広域連合ではこの要綱に基づき設置致しました十億円の「ふるさと市町村圏基金」を「長野地域ふるさと基金」と名称を変更し、引き続きその果実により長野地域の振興整備のため事業を推進すること致しました。

平成二十二年度以降は、長野地域の魅力ある地域素材の活用により、「人が集う地域づくり」のため、情報発信を中心にソフト事業を推進して参ります。

特に、平成二十二年度は、十月から十二月に行なわれます信州ディスプレイネーションキャンペーンに合わせ、多くの人々に訪れていただけるよう、関連団体等との連携を図りながら積極的に行なうて参りたいと考えております。

さて、本地域においては、いわゆる平成の大合併により、平成十五年九月一日には、旧更埴市、上山田町、戸倉町が合併し千曲市が誕生、平成十七年一月一日には、旧大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村が長野市へ編入合併、同年十月一日には旧牟礼村、三水村が合併し飯綱町が誕生、また、本年一月一日には、旧信州新町、中条村が長野市へ編入合併し、これらの合併により、本広域連合を構成する市町村も設置当初の十八市町村から、九市町村となりました。

地方分権の流れの中で、今後とも関係市町村の連携により、市町村の特性を活かしつつ、長野地域のさらなる発展に尽力してまいりたいと考えております。

引き続き、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。

本日提出致しました案件は、平成二十二年度一般会計予算のほか、十件であります。詳細につきましては、人事案件は私から、その他の案件は副広域連合長から説明申し上げますので、十分な御審議をいただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶と致します。

○議長（町田伍一郎議員） 副広域連合長 酒井登君。

○副広域連合長（酒井登君） 私から、本定例会に提出致しました各議案について御説明申し上げます。

まず、別冊「予算書」の二ページを御覧いただきたいと存じます。厚い冊子であります。

初めに、議案第一号「平成二十二年度長野広域連合一般会計予算」について御説明申し上げます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億四千九百二十九万一千円とし、第二条において、地方自治法第二百十四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を四ページの「第二表 債務負担行為」とおりと定めさせていただきますので、申し上げます。

次に、第三条において、地方自治法第二百二十五条の三第二項の規定による、一時借入金（の借入れの最高額を一億円と定めさせていただきます）ものでございます。

次に、第四条において、地方自治法第二百二十条第二項ただし書の規定による歳出予算の流用は、給料など人件費に過不足が生じた場合に同一条内での各項の間の流用を認めていただくものでございます。

三ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表 歳入歳出予算の歳出から款を追って御説明申し上げます。

第一款 議会費二百六十一万九千円は、議会活動に要する諸経費を計上したものでございます。

第二款 総務費一億八百八十九千円のうち第一項 総務費一億七千七百七十八万二千円は、総務課職員の人件費など一般管理的経費を計上したものでございます。

第二項 監査委員費二十二万円、第三項 公平委員費十一万九千円、

第四項 選挙管理委員会費六万八千円につきましては、監査及び各委員会の事務執行に要する経費でございます。

第三款 民生費一億五千五百九十六万七千円のうち第一項 施設管理費千五百八十四万四千円は、老人ホーム等福祉施設の運営管理に係る職員の給料等人件費が主なものでございます。

第二項 老人ホーム入所判定委員費十一万六千円は、養護老人ホームに係る入所判定委員会の開催に要する経費でございます。

第三項 認定審査会費一億四千四百七十七円は、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の開催に要する経費を計上したものでございます。

第四款 衛生費 第一項 環境推進費二億七千三百三十三万五千円は、長野市に建設のA焼却施設の環境影響評価の実施に係る業務委託料など、ごみ処理施設三施設の建設に係る経費を計上したものでございます。

第五款 第一項 公債費 八百八十八万一千円は、旧長野広域病院の建設費借入金元金及び利子の償還費を計上したものでございます。

第六款 第一項 予備費 五十万円につきましては、緊急時のやむを得ない支出に備えるものでございます。

次に、左側の二ページを御覧ください。

歳入につきまして御説明申し上げます。

第一款 分担金及び負担金 第一項 負担金四億二千四百六十九万五千円は、構成市町村からの負担金でございます。

第二款 国庫支出金 第一項 国庫補助金四千二百六十六万円は、焼却施設及び最終処分場の建設に伴う、環境影響評価、施設基本計画作成、測量地質等調査業務などに対する循環型社会形成推進交付金を見込んだものでございます。

第三款 財産収入 第一項 財産運用収入五百四十八万一千円は、主に長野松代総合病院に貸し付けております旧長野広域病院の土地、建物の貸付収入を計上したものでございます。

第四款 第一項 繰越金七千六百三十八万三千円は、前年度からの繰越金でございます。

第五款 諸収入七万二千円のうち、第一項 預金利子一千円は、歳計現金の預金利子でございます。

次の第二項 雑入七万一千円は、生活保護受給者の要介護認定審査受託に係る市町村からの受託料収入などでございます。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

三十九ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、議案第二号「平成二十二年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

この特別会計は、本連合が運営しております養護老人ホーム二施設、特別養護老人ホーム七施設、デイサービスセンター二施設、在宅介護支援センター一箇所の運営予算でございます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十一億七千三百九十七千円とし、第二条 歳出予算の流用については、人件費に過不足が生じた場合、同一款内での各項の間の流用をお認めいただくもでございます。

四十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表 歳入歳出予算の歳出から款を追って御説明申し上げます。

第一款 民生費二十九億六千五百三十八万三千円のうち、第二項 養護老人ホーム松寿荘運営費一億六千二百二十四万六千円は、養護老人ホーム松寿荘の施設運営に係る人件費など一般管理的経費及び定員百名に係る賄材料費など利用者の生活費を計上したものでございます。

第二項 養護老人ホームはにしな寮運営費一億六千五百五十四万六千円は、施設運営に係る一般管理的経費及び定員六十名に係る生活費を計上したものでございます。

第三項 特別養護老人ホーム運営費二十三億七千四百九十八万三千円は、特別養護老人ホーム七施設の施設運営に係る一般管理的経費及び定員四百八十六名に係る生活費を計上したものでございます。

第四項 デイサービスセンター運営費一億四千八百四十三万八千円は、デイサービスセンター三施設の施設運営に係る一般管理的経費及び

利用者の生活費を計上したものでございます。

第五項 在宅介護支援センター運営費四百八十九万三千円は、長野市から運営を受託しております、戸隠在宅介護支援センターの運営に係る人件費などの一般管理的経費でございます。

第六項 財産管理費千三百二十七万七千円は財政調整基金の運用利子を同基金に積み立てるための積立金でございます。

第二款 第一項 公債費二億七百七十一万四千円は、特別養護老人ホームの建設の際に借り入れた地方債等借入金の元金及び利子の償還費を計上したものでございます。

次に左側の四十ページを御覧ください。

歳入について御説明申し上げます。

第一款 サービス収入二十三億八千八百三十八万七千円のうち、第一項の介護給付費収入二十億三千三百二十四万九千円は、老人ホームなど施設の介護サービスに係る介護保険からの収入でございます。

第二項の自己負担金収入三億七千五百三十二万八千円は、同じく介護サービスに係る利用者本人からの負担金でございます。

第二款 分担金及び負担金 第一項 負担金二億七千四百九十六万一千円は、養護老人ホーム二施設に係る市町村からの措置費負担金でございます。

第三款 財産収入 第一項 財産運用収入千三百二十七万七千円は、財政調整基金の運用による利子収入を見込んだものでございます。

第四款 第一項 寄附金九千円は、各施設に対する寄附金でございます。

第五款 繰入金 第一項 基金繰入金四億六千七百七十一万六千円は、財政調整基金を施設の運営費及び地方債等借入金の元利償還費の財源として繰り入れるものとさせていただきます。

第六款 諸収入二千八百七十四万七千円のうち第一項 受託事業収入二千円は、戸隠在宅介護支援センターの運営に係る受託事業収入の他、各施設で実施する受託事業に係わる収入でさせていただきます。

第二項 雑入八百七十四万七千円は、職員の給食費徴収金などの雑収入でございます。

以上で、老人福祉施設等運営事業特別会計予算の説明を終わります。百十五ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第三号「平成二十二年長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

この特別会計は、十億円の「ふるさと市町村圏基金」の運用益による事業の実施に係る予算でございます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九千三百十六万九千円としたものとさせていただきます。

百十七ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表 歳入歳出予算の「歳出」から御説明申し上げます。

第一款 第一項 広域市町村圏振興整備事業費九千二百六十六万九千円につきましては、長野地域の魅力ある地域素材の活用により、多くの人々が集う地域づくりを進めるため、平成二十二年度に実施を予定しております情報発信事業などの実施に係る経費のほか、一般会計からの繰入金を「ふるさと市町村圏基金」へ積み立てるための積立金を計上し

たものとさせていただきます。

第二款 予備費五十万円は、緊急時のやむを得ない支出に備えるものとさせていただきます。

次に左側の百十六ページを御覧ください。

歳入につきましては、御説明申し上げます。

第一款 財産収入 第一項 財産運用収入六百二十五万三千円は、「ふるさと市町村圏基金」の利子収入でございます。

第二款 繰入金 第一項 一般会計繰入金八千二百四十一万六千円は、一般会計へ貸し付けております「ふるさと市町村圏基金」の一般会計からの元金償還金でございます。

第三款 県支出金 第一項 県補助金四百五十万円は、広域市町村圏振興整備事業費に対する県の「地域発元気づくり支援事業補助金」を見込んだものとさせていただきます。

以上で議案第一号、第二号及び第三号の説明を終わります。

次に、「議案書」を御覧いただきたいと存じます。

議案第四号「平成二十一年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。補正予算書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、歳入歳出に、それぞれ二億千八百二十万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ三十一億八千二百六十四万三千円とするものとさせていただきます。

補正の内容でございますが、二ページをお開きいただきたいと存じます。

第一表 歳入歳出予算補正の下端歳出から御説明申し上げます。

第一款 民生費 第六項 財産管理費は、老人ホーム等の平成二十年度決算剰余金二億千八百二十万円を財政調整基金に積み立てるものになります。

次に、上段の歳入でございますが、第七款 第一項の繰越金二億千八百二十万円の追加は、老人ホーム等の平成二十年度決算剰余金でございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

次に、議案第五号「長野広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

改正の内容につきましては、国家公務員の勤務時間が見直されたことに伴い、常勤の職員の勤務時間を一週間当たり三十八時間四十五分に改めるほか、労働基準法の改正により、月に六十時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合が百分の百五十とされたことに伴い、従来の支給割合である百分の百二十五との差額分について、手当の支給に代替措置として、代休とすることができるとするものになります。

次に、議案第六号「長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

改正の内容につきましては、労働基準法の改正により国家公務員の給与が見直されたことに伴い、時間外勤務が一ヶ月について六十時間を超えた場合の時間外勤務手当を百分の百二十五から百分の百五十に改めるものになります。

また、議案第五号で新たに規定致します時間外勤務手当の支給に代えて、代休等を取った場合の支給方法についても規定するものになります。

次に、議案第七号「長野広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

これは、特別養護老人ホーム七二会荘を社会福祉法人に移管することに伴い、在勤地の範囲を定める規定から七二会荘を除くものになります。

次に、議案第八号「長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計条例及び長野地域ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

これは、国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴い、「長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計条例」においては、事業の名称を「長野地域ふるさと市町村圏事業」から「長野地域ふるさと事業」に、基金の名称を「長野地域ふるさと市町村圏基金」から「長野地域ふるさと基金」に改めるものになります。

また、「長野地域ふるさと市町村圏基金条例」においては、基金の名称及び基金の運用益により行う事業の名称を「長野地域ふるさと基金」及び「長野地域ふるさと事業」に改めるほか、基金を繰り替えて運用できる会計として、「長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計」を加えるものになります。

次に、議案第九号「長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説

明申し上げます。

これは、特別養護老人ホーム七二五荘を社会福祉法人に移管することに伴い、本広域連合が設置及び管理する施設から七二五荘を除くものでございます。

次に、議案第十号「財産処分について」御説明申し上げます。

これは、平成二十二年四月一日から特別養護老人ホーム七二五荘を社会福祉法人に移管することに当たり、特別養護老人ホーム七二五荘に係る財産を移管先の社会福祉法人へ無償で譲渡するため、地方自治法第九十六条第一項第六号の規定により議決をお願いするものでございます。

譲渡の相手方は、長野市真島町真島字中真島前沖五百六十三番地二社会福祉法人長野南福祉会 理事長倉石和明でございます。

譲渡の理由につきましては、社会福祉法人の持つ知識・技術・経験を活かし、より質の高いサービス提供を目指すためでございます。

また、譲渡の時期につきましては、本年四月一日を予定しているところでございます。

以上、平成二十二年一般会計予算、特別会計予算、平成二十一年度老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算及び条例案件等につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（町田伍一郎議員） 以上で説明を終わります。

これより議案質疑に入ります。

議案の質疑は、議案第一号 平成二十二年長野広域連合一般会計予

算については、歳出から各款ごとお願い致します。

その他の議案につきましては、各議案ごとに一括してお願い致します。なお、御発言に当たりましては議席番号及び氏名をお願いします。

それでは、質疑に入ります。

議案第一号 平成二十一年度長野広域連合一般会計予算 第一条 第

一表 歳入歳出予算 歳出から行います。

第一款 議会費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

第二款 総務費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

第三款 民生費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

第四款 衛生費。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

第五款 公債費。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

第六款 予備費。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 以上で歳出を終わります。

つづいて、歳入を行います。

第一款 分担金及び負担金。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

第二款 国庫支出金。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

第三款 財産収入。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

第四款 繰越金。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

第五款 諸収入。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

次に、第二条 債務負担行為。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

次に、第三条 一時借入金。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎議員) 進行致します。

次に、第四条 歳出予算の流用。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎議員) 以上で議案第一号を終わります。

次に、議案第二号 平成二十二年長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算 第一条 第二表 歳入歳出予算、第一条 歳出予算の流用、一括で質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎議員) 進行致します。

次に、議案第三号 平成二十二年長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算、同じく一括で質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎議員) 進行致します。

次に、議案第四号 平成二十二年長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算について、質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎議員) 進行致します。

次に、議案第五号 長野広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎議員) 進行致します。

次に、議案第六号 長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎議員) 進行致します。

次に、議案第七号 長野広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎議員) 進行致します。

次に、議案第八号 長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計及び長野

地域ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例について、質疑を
お願いします。

広域連合会長 鷺澤正一君。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○広域連合会長（鷺澤正一君） 議案第六号「公平委員会委員の選任につい
て」御説明申し上げます。

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

次に、議案第九号 長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホ
ームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑
をお願いします。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

次に、議案第十号 財産処分について、質疑をお願いします。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 以上で議案の質疑を終結致します。

議案第一号から議案第十号まで、以上十件、お手元に配布しました委
員会付託表のとおり、それぞれ関係の常任委員会に付託を致します。

次に、議案第十一号 公平委員会委員の選任についてを議題と致しま
す。

理事者の説明を求めます。

これは、三名の公平委員のうち、宮崎一氏が平成二十一年十二月
二十五日をもって任期満了となりましたが、引き続き、長野市篠ノ井塩崎
六千五百四番地 宮崎一氏を選任したいので、地方公務員法第九条の二
第二項の規定により提出するものであります。

宮崎氏は、長野市議会議員を七期二十八年務められ、この間、長野市
議会副議長、長野市監査委員などの要職を歴任され、現在は、長野市
公平委員会委員に御就任いただいております。

何とぞ御同意をお願いします。

○議長（町田伍一郎議員） 以上で説明を終わります。

お諮り致します。

本件に関しては、質疑、討論、委員会付託を省略して直ちに採決に入
りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎議員） 御異議なしと認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

本件を原案のとおり選任することについて同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(町田伍一郎議員) 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり選任することについて同意することに決しました。

次に、承認第一号 専決処分分の報告承認を求めることについてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

○議長(町田伍一郎議員) 副広域連合長 酒井登君。

○副広域連合長(酒井登君) 私から、承認第一号 専決処分分分報告承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、「長野広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、本連合職員の給与について、人事院勧告に基づき、国に準じて、改めたもので、第一条では、条例第十六条の二でございますが、住居手当について、新築又は購入五年を経過しない住宅を所有する職員に対する住宅手当を廃止するものでございます。条例

第二十七条の期末手当について、十二月期の支給割合を現行の百分の百六十から百分の百五十に改め、条例第二十九条の勤勉手当について、十二月期の支給割合を現行の百分の七十五から百分の七十に改め、別表第一の給料月額について、国家公務員の行政職給料表一表と同様に改めたものでございます。

六ページの第二条では、条例第二十七条になりますが、期末手当について、昨年の六月期の支給に合わせるため、暫定的に附則において支給割合を百分の百四十から百分の百二十五に改めたものを、本則として改めるものであります。

第三条では、給料月額が減額改定されている職員について、平成十八年の改正の附則第七項で規定に基づき経過措置の算定基礎額を給与月額に併せて百分の〇・二四引き下げるものでございます。

なお、施行期日につきましては、第一条、第三条は公布日の属する月の翌月の初日(平成二十二年十二月一日)から、第二条は平成二十二年四月一日から施行するものでございます。

以上、地方自治法第七十九条第三項の規定により御報告申し上げます。

なにとぞ御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長(町田伍一郎議員) 以上で説明を終わります。

本件に関して質疑を行います。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長（町田伍一郎議員） 進行致します。

以上で質疑を終結致します。

お諮り致します。

本件に関しては、委員会付託を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎議員） 御異議なしと認めます。

採決に入ります。

採決を行います。

承認第一号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（町田伍一郎議員） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

ただ今から、常任委員会開会のため、この際、午後四時まで休憩致します。

お手元に配布の一覧表とおり場所を定めますので御連絡を申し上げます。

す。

（休憩 二時十九分

（再開） 四時五十四分

○議長（町田伍一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第一号から議案第十号 以上十件、一括議題と致します。

各委員会の審査が終了致しておりますので、これより委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。初めに、総務委員会委員長 永井康彦議員。

○総務委員会委員長（永井康彦議員） 十三番 永井康彦でございます。

私から長野広域連合議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして、御報告を申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

以上です。

○議長（町田伍一郎議員） 以上をもちまして、総務委員会委員長の報告

を終わります。続いて、福祉環境委員会委員長 西澤今朝人議員。

○福祉環境委員会委員長（西澤今朝人議員） 福祉環境委員長報告要旨。

十七番 西澤今朝人でございます。

私から、長野広域連合議員議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、広域連合に要望致しました主たる事項について申し上げます。

一つ、ごみ処理広域化基本計画の見直しに当たり、議会への報告や住民意見を聞き、合意を得ながら十分情報公開に努め、進めていただきました。

二つ、ごみ処理施設に関する入札や委託に当たっては、透明性の確保に努められたい。

以上で報告を終わります。

○議長（町田伍一郎議員） 以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報告を終わります。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務委員会所管の議案第三号 平成二十二年長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（町田伍一郎議員） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、総務委員会所管の議案第五号 長野広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（町田伍一郎議員） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、総務委員会所管の議案第六号 長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎議員) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、総務委員会所管の議案第七号 長野広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎議員) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、総務委員会所管の議案第八号 長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計条例及び長野地域ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎議員) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、福祉環境委員会所管の議案第四号 平成二十一年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎議員) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、福祉環境委員会所管の議案第九号 長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎議員) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、福祉環境委員会所管の議案第十号 財産処分について、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎議員) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会所管の議案第一号 平成二十二年度長野広域連合一般会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎議員) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、各常任委員会所管の議案第一号 平成二十二年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎議員) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第一号 長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例を議題と致します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

七番 小林義和議員。

○七番(小林義和議員) 七番 小林義和でございます。

私から、議案第一号 長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは、国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴いまして、条例第二十条第一号に規定されております総務委員会の所管事項のうち、「ふるさと市町村圏計画」に関するものを「長野地域の振興整備」に関するものに改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(町田伍一郎議員) 以上で説明を終わります。

お諮り致します。

本件に関しては、質疑、討論、委員会付託を省略して、直ちに採決に

入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

議会第一号 長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例、本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（町田伍一郎議員） 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て終了致しました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可致します。

広域連合長 鷺澤正一君。

○広域連合長（鷺澤正一君） 二月長野広域連合議会定例会の閉会に当たります、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいた

さまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

現在、本広域連合においては、ごみ処理施設の建設や高齢者福祉施設の運営を始め、重要な課題が山積しておりますが、社会情勢の変化などを十分注視しながら、課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、事業の推進や広域的な行政の取り組みに対し、議員の皆様のお支援助、御協力をお願い申し上げます。

議員の皆様には、御健康に十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げ、閉会のあいさつと致します。

どうもありがとうございました。

○議長（町田伍一郎議員） 以上をもちまして、平成二十二年二月長野広域連合議会定例会を閉会と致します。

午後五時七分

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

平成二十二年四月十六日

議長 町田 伍一郎

副議長 佐藤 壽三郎

署名議員 永井 康彦

署名議員 本間 卓夫